

岐阜県最低賃金の未満率を改善するための緊急対策要綱

1 趣旨

岐阜県最低賃金の未満率（最賃額未満の労働者の割合。以下「最賃未満率」という。）が近年、上昇し、3.5%となるなど、県内での最低賃金の遵守状況が悪化していることから、平成29年最賃基礎調査（6月実施予定）に向けて最賃未満率を改善するための緊急対策を実施する。

2 最賃未満率が高い背景等

最賃未満率は、平成14年の時間額一本化後、平成22年6月調査までは1%台で推移していたが、その後上昇し、平成28年6月調査では3.5%となっている。

この背景は、政府方針による近年の最賃額の上昇が一因と考えられるが、岐阜県の場合、最賃違反事業場の約7割が改正最賃額を知らなかったと回答していることから、加えて改正最賃額が十分に事業場に周知されていないことも大きな要因と考えられる。

そこで、民間企業の賃金改定が始まる3月を重点に、改めて改正最賃額の集中的な周知広報を緊急対策として実施する。

3 実施事項

（1）関係機関、団体、企業への協力要請

- ・要請事項：「人目につく場所」へのポスター掲示

〔例〕 公共施設、交通機関、金融機関・小売店等の店舗、建築現場等での掲示

（2）報道機関による広報

- ・局長の定例記者会見での発表（平成29年3月2日）
- ・主要報道機関への取材依頼

（3）その他の啓発活動

- ・イベント会場（セミナー、相談会等）でのポスター掲示
- ・各種案内、チラシ、封筒等の余白への最賃額スタンプの押印
- ・その他